

公募要領等に対する質問書に係る回答について

地域密着型サービス指定候補事業者【令和7年度整備分】の公募に係る「公募要領等に対する質問書」への回答については、以下のとおりです。

No.	質問受付 月 日	質問内容	回 答
		<b>【全般に関する質問】</b>	
1	R6. 7. 26	今回募集のあった事業について、同一施設を用いて2つ以上の事業を行いたい場合は、並行して応募してよいのでしょうか。	それぞれの事業の人員、設備及び運営に関する基準を満たすことができるのであれば、応募可能です。
2		今回の公募に係る選定事業者は、それぞれ何事業者程度なのでしょうか。	選定事業者数の定めはありません。「看護小規模多機能型居宅介護」1施設、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」1事業所、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」1施設を選定することになっており、全て同一事業者となる場合もあります。
		<b>【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する質問】</b>	
3		応募の主体は社会福祉法人又はその設立を予定する者とされているが、指定申請時まで設立することとし、応募時においては現法人から応募してよいのでしょうか。	社会福祉法人を新たに設立する場合は、現法人が応募申込を行い、指定申請時（令和7年度中）までに設立することが必要です。
4		建物について、原則として「平屋建て」とされているが、既存建物の活用等のため、2階建てとなることも考えられるが、認められる余地はあるのでしょうか。	原則として「平屋建て」が望ましいが、居室及び浴室を2階以上に設けないのであれば2階建ての構造でも可とします。
5		定員は29名とされているが、29名未満でもよいのでしょうか。	29名未満でも応募は可能です。
6		R6. 7. 29	建物は原則【平屋建て】とありますが、どのような条件下であれば2階建等が許可されるのでしょうか。また、2階建が許可された場合、上部階へ利用者居室を整備してもよいのでしょうか。
7	サテライトとして整備を行い、ショートを5床併設できればと考えています。この度の要領上認められるのでしょうか。また、対象外となる場合は、自費で併設させることは可能なのでしょうか。		短期入所生活介護事業所を併設することも可能です。

No.	質問受付 月 日	質問内容	回 答
8		補助金に関しまして、基準額として1床につき200万円とありますが、施設整備分としての金額となるのでしょうか。県ホームページに開設準備費用の助成に関する記述もありますが、別途申請できるものなのか、200万円の内に含まれているものなのでしょうか。また、ショート併設が認められた場合は、補助金の算定床数に加算してよろしいのでしょうか。	「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の補助基準額1床200万円は施設整備分であり、これとは別に施設開設準備経費の補助があります。 なお、ショートステイ用の居室についても、補助金の算定床数に加算されます。
9	R6. 7. 29	定員数が29名とありますが、注意書き内に1ユニット定員は10名以下、最低2ユニットの整備を必須とするとなっております。定員10名のユニットを2ユニットとした場合、残り9名に関しましては3ユニット目として整備することが望ましいのでしょうか。ユニットの扱いにしましてもよいかは運営側の判断としてよろしいのでしょうか。	今回の公募では、公募要領2に記載しているように、個室・ユニット型を基本とし、個室のみの居室定員10人以下のユニットを最低2ユニット設置することを必須としていますが、それ以外については、多床室の部屋数の規制はありません。個室と多床室の併設も可能です。
10		施設定員は29名固定なのでしょうか。地域密着型は定員29名以下とされていますが、施設定員を20名とし、定員10名の2ユニット整備としてもよいのでしょうか。要領上施設定員数とされている29名が、最大上限定員数であり、変更可能なものなのか、変更ができない必須定員数なのでしょうか。	No. 5の回答と同様です。
11		1ユニットの定員数は要領にあるとおり、10名以下なのでしょうか。大崎市を始め、他市区町村では1ユニット定員14、15名で運営を行っている施設もあると伺っております。2021年の報酬改定後、緩和されているようですが今回は要領上1ユニット10名以下と固定するものなのでしょうか。	1ユニット10人以下としています。
12	R6. 7. 26	<p style="text-align: center;"><b>【看護小規模多機能型居宅介護に関する質問】</b></p> <p>応募の主体は法人格を有している事業者等とされているが、当該事業者等の事業内容が介護事業を主に行うものではなく、事業の一部門として介護事業を行うことによりよろしいのでしょうか。また、主に介護事業を行う会社を新たに設立する場合は、応募は当該新規設立会社から行う必要があるか。現法人から行うことは可能なのでしょうか。</p>	<p>法人格を有している事業者が、事業の一部として介護事業を行うことで差し支えありません。</p> <p>なお、新規設立会社が事業主体となる場合は、応募申込書を提出する時点で法人格有している必要があります。現法人から申込を行うことはできません。</p>